

衛星放送の将来像に関する研究会（第3回会合）
議事録

日時 平成17年11月30日（水）

10時00分～12時00分

場所 総務省1101会議室（11階）

○舟田座長 ただいまから衛星放送の将来像に関する研究会第3回の会合を開催いたします。

議事に入ります前に、事務局から本日配布しております資料の確認及び第2回会合の概要説明をお願いいたします。

○箴島課長補佐 まず、今回初めてご出席等を頂戴しています構成員の方につきましてご紹介をさせていただきます。

まずお一方、明海大学経済学部教授、山下東子先生でございます。

○山下構成員 山下でございます。よろしくお願いいたします。

○箴島課長補佐 もう一方、株式会社角川ホールディングス代表取締役会長兼CEO、角川歴彦様でございます。

○角川構成員 角川でございます。よろしくお願いいたします。

○箴島課長補佐 続きまして、資料でございますけれども、本日、まず資料3-1としまして、前回、第2回会合議事要旨でございます。資料3-2としまして、「衛星放送に係るサービス及び技術に関する将来像に関するこれまでの意見等」でございます。そのほか、資料3-3-1としまして、本日ご説明をお願いいたします社団法人日本民間放送連盟様の資料、資料3-3-2としましてBS民放テレビ7局様の資料、資料3-3-3としまして社団法人電子情報技術産業協会様の資料、そのほかでございますけれども、別に関係者から提出いただきましたご意見としまして、3-3-4としてまとめてございます。過不足等ございましたら事務局までお申しつけ願います。

続きまして、資料3-1に飛びまして、前回、第2回会合の議事概要につきましてご説明を申し上げます。資料3-1でございますけれども、前回、第2回の会合を11月15日（火）14時から開催をさせていただきました。出席の構成員でございますけれども、浅野構成員以下11名のご出席を頂戴しております。

当日の議事でございますけれども、お三方からご発表をいただきまして、株式会社放送衛星システムの大和久技師長様、社団法人衛星放送協会の竹岡副会長様、株式会社スカイパーフェクト・コミュニケーションズの重村代表取締役社長様からご意見のご披露を頂戴しております。主にBSとCSの利用につきましてのご意見でございましたけれども、その概要につきましては、後ほど別の資料でご紹介を申し上げたいと思います。その他、詳細につきましては、3-1の資料を確認いただければと思います。

以上でございます。

○舟田座長 よろしゅうございましょうか。

それでは議事に入りたいと思います。

まず、「衛星放送に関するサービス及び技術に関するこれまでの意見等」という資料がございますけれども、それについて事務局にご説明をお願いします。

○箴島課長補佐 続きまして、資料3-2でございます。これにつきましてですけれども、先ほど申しました外部からのお三方及び構成員として参加いただいておりますNHKの竹中様、計4名の方のプレゼンテーションと、私どもから各構成員の方々に、紙の方で意見のご提出をお願いいたしました。その結果、多くのご意見を頂いております。4名のプレゼンテーション、プラス、各構成員の紙のご提出資料をとりまとめたものでございます。ご意見をまとめて頂戴してはございますけれども、短冊の形でテーマごとにまとめさせていただいたものが3-2の資料でございます。

表紙でございますけれども、1番として「衛星放送全体」、2番として「BS用周波数の利用の在り方」、3番としまして「CS放送の競争条件整備」といった3つのテーマに分けてございます。若干分厚うございますので、個別のご紹介はいたしませんけれども、主にでございますが、構成員の方々から頂戴した個別の意見は1番でまとめてございます。前回のプレゼンテーション、放送衛星システム様とNHKの竹中様からのご意見につきましては、2の「BS用周波数の利用の在り方」につきましてまとめてございます。3番の「CS放送の競争条件整備」でございますが、こちらは、衛星放送協会様、スカイパーフェクト・コミュニケーションズ様のご意見をまとめたものでございます。

以上でございます。

○舟田座長 これは、今、読んでいられませんが、後で必要になりますか。

○箴島課長補佐 はい。若干分厚うございますので、また後ほど疑義等がありますれば、全体の議論の中でご質問等を頂戴できればと思います。

○舟田座長 ここで、何かご質問、ご意見はございませんか。

こうやってまとめていただければ、今後の議論のために便利なものですが、こういふことでよろしいかどうかも含めて、後ほどまたご意見を伺うことにいたしましょう。

それでは、今日は前回に引き続き、関係者からの意見陳述等を行いたいと思います。本日は、社団法人日本民間放送連盟、BS民放テレビ7局、社団法人電子情報技術産業協会、及び東京都地域婦人団体連盟をお願いしております。なお質疑・応答につきましては、それぞれのご意見の陳述の後に行った上で、さらに最後に全体質疑を行いたいと思います。

まずは、社団法人日本民間放送連盟から、15分程度ということをお願いしたいと思います。代表として、社団法人日本民間放送連盟常務理事、森様よりお願いいたします。

○森構成員 民放連の森でございます。民放連の中で、私は放送法制と放送技術の担当役員をいたしておりますので、この席に参上いたしまして、ご説明させていただきます。

座って失礼させていただきます。

3-3-1の資料でございます。短いものでございますので、読み上げてご説明にかえさせていただきますと思います。

BS放送のサービス及び技術に関する将来像。1. 基本的な考え方。BS放送は現在、地上放送とともに、2011年のデジタル完全移行を目指して、関係者の密接な連携の下、3波共用機の普及に重要な役割を果たしてきたところである。これにより、BSデジタル放送はすでに1,000万を超える普及を遂げ、視聴者に身近なメディアとして定着しつつある。2011年以降のBS放送の在り方を検討するにあたっては、こうした多くの視聴者の利益を第一に考えると同時に、地上放送のデジタル化との関係を含め、放送政策全体の調和を図ることが肝要である。

BS放送をより魅力あるメディアに発展させるため、新規事業者の参入や高度サービスの開発を基本的に歓迎する。

それとともに、BSデジタル放送の立ち上げと普及に大きな役割を担ってきた既存BS放送事業者の努力と実績を尊重し、BS放送が準基幹メディアとして、信頼性が高く持続性のある役割を果たすことができるようにするため、既存事業者の経営の安定化やサービスの拡充に資する制度見直しを進めることが、今後のBS放送全体の発展にとって不可欠であると考えます。

2. アナログ3波の跡地利用の在り方。2011年のBSアナログ放送終了とともに空くことが決まっている3波(=トランスポンダ)については、現行方式によるデジタル放送に転用すべきである。BS放送の完全デジタル化に向けては、より多様なサービスを既存の受信機で楽しめるようにすることが視聴者の利益に適い、BSデジタル放送をさらに豊かで魅力ある放送メディアに高めるものと考えます。視聴者保護の観点とともに、国の施策である地上デジタル放送のデジタル化への影響等を踏まえ、新方式の検討には慎重であるべきである。

3. 追加4波の利用の在り方。CSデジタル放送が多チャンネル放送として視聴者の確固たる支持を得ている一方、BSデジタル放送は地上デジタル放送と同様、高画質・高音質

を中心とした準基幹メディアとして視聴者に一定程度受け入れられており、チャンネル数について、視聴者にさしたる不足感があるとは思われない。2011年時点で一度に新規7波すべてを割り当てるのではなく、追加4波については、技術の進展、視聴者ニーズ、事業性などを見極めつつ、その利用の在り方を別途検討することが望ましい。

その場合、追加4波の位置づけ（性格づけ）の明確化は欠かせない。従前と似た性格のチャンネル（サービス）をいたずらに増やすのではなく、さらに高度な放送サービスの展開を検討することも考えられるが、新しく誕生するチャンネルが国民に歓迎されることはもとより、新たな負担が必要となる場合においても広く納得が得られることが前提となる。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○舟田座長 ありがとうございます。

それでは、皆様、ご意見、ご質問をお願いいたします。

では私から。1ページの一番下のところですが、2で、現行方式によるデジタル放送であるべきだ、新方式の検討には慎重であるべきだということですが、もう少し具体的にどういうことか。

○森構成員 具体的には、H.264等を使ったサービス、その意味でございます。

○舟田座長 それは慎重であるべきだと。

○森構成員 はい、現時点ではそういうことでございます。

○舟田座長 よろしければ、その理由をごく簡単に。

○森構成員 BSデジタル受信機は既に1,000万超普及していますが、新方式による放送は受信できない。そうすると受信機を新規に買う必要が生じてくるわけで、仮にこれから販売される受信機にそういう機能も加えることになると、その分だけ受像機の値段は高くなるのではないかということを見ると、性急に、そういったサービスを導入することはいかがなものかと。

それとあわせて、地上波は既に定められた方式での放送をやっているわけで、それにふさわしい施設を全部用意してしまっているはずでございます。そういったこともあり、新たに別の方式を導入するということについては、やはり慎重であったほうがいいのではないかというのが私どもの見解でございます。

○清水政策統括官 2ページの「追加4波の利用の在り方」というところですが、その中で、「追加4波については、技術の進展、視聴者ニーズ、事業性などを見極めつつ、別途検

討することが望ましい」と言われている、この「別途」と言われるのは、早急にどこかの場で決めるというのか、それとも、まだまだその時期でないので、将来何年ぐらいをめどにしてやるというイメージなのか、これが第1点。

2番目に、その下のパラグラフで、「新たな負担が必要となる場合においても広く納得が」となっているところは、具体的には何を意図されておられるのか。ある意味では、既存の広告でやっていく中で、さらに追加が出てくると非常に厳しい状況に陥ることを避けるという考え方なのか、あるいは別の考え方でこういうご意見を出されているのか。その2点をお伺いします。

○森構成員 今すぐこの問題について結論を出す必要はないのではないかという意味です。2011年以降に考えてもいいのかなという程度の意味でございます。

それから、後者の「新たな負担」についてであります。これは主に受信機にかかわる新たな負担ということイメージして書いております。先ほど言いましたように新しいシステムを追加しなければいけないということになりますと、その分だけ負担が増えるであろうということを踏まえた上での意味合いでございます。

○清水政策統括官 トータルとして、その広告でやっている現行のBSの方々に対する心配の問題はないという前提でよろしいのですか。

○森構成員 現時点ではそこまで考えておりません。一般論としまして、その前にも言うておりますように、これ以上BSで広告で行うチャンネルを増やすということについては、これは市場で決めることでありますが、それほど大きな期待はないのではないかとすることも想定しながらの意見でございます。

○浅野構成員 行政に答えていただきたい質問があります。追加4波について、新規事業者が名乗り出て、新しい技術方式で送信し、自分のリスクで新方式に対応する受信機を端末メーカーに説得する場合、今の制度においてどのように対応されるのでしょうか。行政として許可できるのでしょうか。

○今林衛星放送課長 今の浅野構成員からのご質問でございますけれども、今回、利用のあり方を検討しようということになっていきますから、現状でいいますと、ほかの利用されている周波数でもございますので、使えないと。計画に載っていないわけですね。利用のあり方を決める際に、決め方によるのではないかと思います。

その決め方によるわけでございますので、一概には申し上げられませんが、例えば、今、浅野委員がおっしゃったように、これは自由に、例えば業務利用放送法のように、

使いたい人はどんどん、どしどし言ってきてください、自由にやってくださいというやり方もあるかと思います。

例えば、いわゆるスカパーさんがやっておられる124度/128度のサービス、あれも、別に124度/128度のサービスだけではございません。ほかの軌道でもサービスを展開されておられる事業者さん、別の受信機を個別に販売してやっておられる方もおられるわけです。ですから、そういう選択が1つ。

また、BS方式と申しますか、既存BS方式のように、皆さんで大体どんなものだろうかというところの意識をそろえて、規格について、任意ではございますけれども歩調をそろえて、こんな規格に沿って発売されれば皆さんにご利用いただけるという規格に沿って受信機をメーカーさんにつくっていただく、あるいは放送側は、その受信機を想定して電波を流すと、こんな方式もあるかと思います。ですから、それは決め方だろうと思います。

○舟田座長 浅野さん、電気通信では参入規制のあり方を随分議論しましたけれども、放送の場合には、まず割り当てをしなきゃならない。そういう意味では参入規制があるのですね。勝手にやりたいと思ってもできないと。国として、この4チャンネルをどうするというのを、まず大枠を決めた上です。そういうことでよろしいですか。その後で事業者が持っていくということにならざるを得ないということですね。

○山下構成員 2つ伺いたいことがございます。「準基幹メディアとして」という言葉が2カ所に出てくるわけですが、BS放送が準基幹メディアになるのだということについては、これは民放連さんの中での合意であるのか、それとも既存のBS放送事業者さんも含めた合意であるのかというのが1つの質問です。

2つ目は、その準基幹放送になるのだということを前提としまして、そのときに、2枚目の真ん中あたり、放送波が多くなることが準基幹放送になることの妨げになるのだろうか。いわゆるチャンネル数が増えることは、準基幹放送を維持していく何らかの妨げであるのかどうかというのが2つ目の質問です。

○舟田座長 森さんの目から見た、あるいは民放連から見た準基幹放送はどういうものか。ごく簡単で結構ですから。

○森構成員 民放連の中では、あるいは放送事業者の中では、BS放送については準基幹局として位置づけるべきだというのは半ば共通した認識でいるということが1つあります。なぜかということではありますが、この文章にも何カ所かに出てきていますけれども、我々

は、BS放送については安定かつ継続的な放送を行える事業者が担う放送であるというふうに位置づけるべきだと考えております。その意味においては、他の放送とは、BSについての参入に当たっての判断というのは、少しそういったことを重んじた制度として位置づけられるべきだという期待を持っているということであろうと思います。

コンテンツの中身の話になれば、今後、仮にもう少しBSに関する経営が改善されるという段階に至れば、おそらくそれなりの充実したコンテンツをBSの中で供給していくことは当然のことだと考えております。それが1点目であります。

それから、波が増えることと準基幹放送とのかかわりではありますが、これもあくまでも1つのバランス論といたしましょうか、数だけ増やすことによって視聴者が満足できるコンテンツが得られるというふうに思うのか、あるいは、ある程度市場性を考慮した上で放送事業者が決められるということがあってもいいのではないかなど、こんな感じ方をしております。どのぐらいの数であれば準基幹局で、幾ら以上になると準基幹局でないという厳密な考えをとっているわけではございません。

○舟田座長 いろいろあると思いますけれども、後でもう一度、最後にまとめて時間をとりますので、日本民間放送連盟からは一たんここで打ち切りということにしたいと思えます。ありがとうございました。

続きまして、BS民放テレビ7局を代表しまして、株式会社WOWOW常務取締役、黒水様からお願いいたします。

○箴島課長補佐 黒水様は若干おくれていらっしゃいますので、先にJEITA様のほうからお願いできればと思います。

○舟田座長 それでは、社団法人電子情報技術産業協会を代表して、デジタル家電部会テレビネットワーク事業委員会デジタル放送専門委員会主査の高柳様、及びデジタル家電部会受信システム事業委員会地上デジタル放送受信システム専門委員会主査の田村様からよろしくお願いいたします。

○JEITA（高柳主査） それでは、電子情報技術産業協会、略してJEITAとさせていただきますけれども、ご説明させていただきます。

まず最初に、お手元の資料の3-3-3でございますけれども、最後のページの24ページ目に、JEITAの関連委員会を記載させていただいております。JEITAの中には、パーソナル情報部会ということでPCがございます。あとデジタル家電部会の中には、テレビネットワーク事業委員会、受信システム事業委員会、ケーブルシステム事業委員会、

AVストレージネットワーク事業委員会、カーエレクトロニクス事業委員会というのがございますけれども、今回は、テレビネットワーク事業委員会、テレビ受信機ですね、その下にデジタル放送専門委員会という、主にデジタル放送の規格等を検討しているところですが、そこから技術的なところを、主査を務めております高柳、私のほうから説明させていただきます。その後、引き続きまして、受信システム事業委員会の地上デジタル放送受信システム専門委員会の主査の田村さんから。

○J E I T A（田村主査） 田村です。よろしくお願いします。

○J E I T A（高柳主査） それでは、座らせていただいて、ご説明させていただきます。

まず1枚めくっていただきまして、2ページ目でございますけれども、「基本的考え方」というところで、J E I T Aとしては、BSアナログ放送終了後のデジタル放送、新4チャンネルでの放送においては、放送サービスの充実による視聴者満足の向上に取り組むべきと考えます。サービス開始までの受信機・受信システム検討のため十分な期間を確保できることが必要と考えております。

その後、5点ばかりございますけれども、1点目は、高品質なハイビジョン放送を主として、BS放送のさらなる普及に資するものであること。2番目に、受信機の選局動作など現状の操作性を維持する、または向上すること。3番目でございますけれども、既存放送方式を継続して使用する場合には、BSデジタル受信機（既存受信機）の使用を最大限考慮するものであること。4番目でございますけれども、新4チャンネルの使用に当たっては、BS狭帯域の時期に設置されたLNB・ブースタの波数非対応品の買い換え、あるいは既存施設でのBS拡張帯域使用を改修するための十分な対応期間を確保できること。5番目に、新しいチャンネル運用の実施時期の明確化と、実験検証、機器検討のための十分な期間を確保できることと考えております。こちらが基本的な考え方でございます。

引き続きまして、「BSデジタル受信機の課題」ということでございます。主にBSアナログ放送からデジタルにかわります3チャンネル、及びWRC2000で定められた17から23チャンネルについて、受信機としての課題を述べさせていただきます。

まず1番目でございますけれども、既存受信機を用いる場合での課題。

1点目が、受信できるトラポン数の制限。受信トラポン数の増加については、BS第9チャンネルのデジタル化の場合と同様に制限があります。2番目、選択できるチャンネル数の増加。選択できるチャンネル数の増加については、リモコンワンタッチボタンの利便性やEPGの動作についての影響が生じます。3点目、新4チャンネルの受信。これまで

の規定がなく、受信機の動作が予想しがたく、一様ではありません。この後、これについて詳細に説明させていただきます。

なお、BS第9チャンネルのデジタル化に伴う受信機の制約条件については、以前、以下、次ページのように総務省様に提案させていただいておりますということで、4ページ目に、総務省様に「BS第9チャンネルのデジタル化に伴う受信機制約条件」というのを提出させていただきました。

そこを大きくしたものが5ページ目、6ページ目に書いてありますので、5ページ目を説明させていただきます。1番目、TS数に関しては、12TSにさせていただきたい。12TSを超えるとTSが取得できない受信機があります。

2番目、NVRAMにアクセスできる放送事業者数、いわゆるBroadcaster数は20以下とし、NVRAMにアクセスできる放送事業者のBroadcaster_IDは20以下としていただきたい。これは、ARIB TR-B15に規定されている事業者専用領域の制限事項です。

3点目、サービスは現行86サービス、BS放送のデジタル化に関する検討会報告書資料を参照した数字でございます。プラス20程度としていただきたい。これを超えるとEPGの表示が遅くなる受信機があります。また、最悪120サービスを上限としていただきたいということで、これを超えるとEPGに表示できなくなる受信機があります。

4番目、デフォルトチャンネルであるNHK101チャンネルと103チャンネルの中継器（周波数）とTS_IDは変更しないでいただきたい。具体的には、BS15チャンネルのTS_ID、0x40f1及び0x40f2と。これに関しては、初期設定時にデフォルトチャンネルが選局できずに、映像・音声ともに出力されない受信機が数多くあります。2点目、0x40f2をデフォルトチャンネルにしている受信機の中には、ダウンロード機能が働かなくなる受信機がありますということでございます。

次ページでございますけれども、続きまして5番目でございますが、中継器とTS_IDに関しての変更は、可能な限り少なくしていただきたい。4点ほど理由がございまして、中継器とTS_IDの変更は、その直後に必ず何らかの受信動作の不具合を起こします。

具体的には、2点目の、中継器とTS_IDが変更されると、変更後に電源を入れたときに、ラストチャンネルが変更されたチャンネルであった場合は「放送されていない」との扱いになり、そのまま選局されないでいる受信機が数多くあります。ただし、その新NIT取得後、再選局で回復はいたします。

次ですけれども、同様に、予約録画についても必ず失敗いたします。これに関しても、新NIT取得後、再選局で回復をいたします。

最後に、EMMを送出している放送事業者、有料放送事業者さんですけれども、のCAS通電制御が指定しているTS_IDが変更されると、カード内の不揮発メモリが更新されず、有料放送事業者においてはコールセンターなどでの対策が必要となります。

6番目、データ放送の伝送容量については一コンテンツ受信時に同時に受信するコンポーネントの合計ビットレートは4Mbpsとする。上記に加えて、一サブテーブル当たりの最大ビットレートは2Mbpsとするとしていただきたい。これは、ARIB TR-B15に規定されている制限事項です。

7番目、最後でございますけれども、1TS当たりのサービスの最大を32とする。また、各サービスの毎の最大数は以下とし、それぞれこの最大数を超えない範囲で送信すること。デジタルTVサービス8、デジタル音声サービス16、データサービス24としていただきたい。これに関しましても、ARIB TR-B15に規定されている制限事項ですということでございます。

続きまして、「新4チャンネルの受信」ということでございますけれども、2点ほどございまして、1点目は、初期のBS受信機は、新4チャンネルまでの周波数帯域に対応していない商品があります。チューナーの周波数特性としては、BS15チャンまで確保しておりますけれども、それ以上は初期の受信機に対しては対応していないものが多くありますということでございます。

2点目に、現在の規格上ではTS_IDが4ビットで制限されており、受信機の動作は一樣ではありませんということで、下のほうに、運用規定と言われておりますけれども、ARIB TR-B15を抜粋しておりますが、ここでトランスポートストリーム識別が記載されております。これを見ていただきますと、チャンネルのアサインが7ビット目から4ビット目に記載されておまして、ここでは、具体的には0001が1チャンネル、0011が3チャンネル、1101が13チャンネル、1111が15チャンネルということとなっております。ただし、その上の4ビットがリザーブになっておりませんので、こちらの扱いが確定しておりませんということで、受信機動作としては保証外というふうになっております。

次に8ページ目でございますけれども、既存受信機を使用する場合の検討方法として3点ほどありまして、制約条件については、あくまでも机上での検証ですので絶対とは言え

ず、必ず実験検証が必要でございます。2点目に、新しいチャンネルの運用上、既存受信機への影響がないことの確認が必要です。3点目、テストストリーム等を用いて既存受信機の実像実験による検証が必要でございますということでございます。

続きまして9ページ目でございますけれども、新規格の受信機開発を前提としたサービス導入の条件としましては、J E I T A側としては、確固たる放送サービスのビジネスモデルがあることというのが最大の焦点だと思います。2点目に、運用規格策定及びテスト検証に当たり、放送事業者様と受信機メーカー双方が協力して進めることを望みますということでございます。

以上をもって、テレビ受信機の技術面からの説明は一たん終了させていただきます。

○ J E I T A (田村主査) 引き続きまして、受信システムの課題についてご説明させていただきます。

10ページをご覧いただきたいと思います。この表は、「新しい放送メディアの出現と伝送周波数帯域の変遷に対応して」ということでまとめたものです。1953年にVHF放送が開始されて、76から222メガという伝送帯域であったわけですが、UHF放送で770メガまで、BSアナログ放送で1335メガまで、CSアナログ放送で1880まで、CSデジタル放送で2150まで、BSデジタル放送で1336まで、110度CSデジタル放送、左旋まで見ますと2602メガまでというふうに、伝送周波数帯域が上へ上へと拡張してきております。

「受信システムの課題」ということで、その下に、個別受信、共同受信、その他ということでもまとめましたけれども、新しい住宅は、伝送帯域の一番広い周波数帯域を導入することができますが、既存の住宅ではそのまま残っているということで、そのことから、個別受信ではBS、例えばアナログ放送帯域までのLNBが残存していたり、それから新しいチャンネルが増えると、ブースタの波数が非対応になります。

それから、スカイパーフェクトTV混合のためBS拡張帯域が伝送できないという課題があります。共同受信においても、BS狭帯域までのLNBが残存していたり、ブースタが波数非対応であったり、BS拡張帯域にパーフェクトTVが伝送されている施設があります。

その他としまして、受信対策用放送用チャンネル、チャンネル63から75がBS21、23と重複するという問題があります。

次のページをめくっていただきますと、「個別受信システムの課題」ということで、左の

図が、ごく一般的な個別受信システムの図をかいたものです。UHFアンテナ、UU混合機、VHFアンテナ、それからベランダ等スカイパーフェクトTVの受信アンテナ、BSの衛星アンテナが取り付けられている例です。

これらの伝送システムを見ますと、右の表のように、まず周波数配列として、BS拡張帯域がスカイパーフェクトTV混合のため伝送不可の施設があります。それと衛星アンテナでは、LNBがBS拡張帯域に非対応しているものがあります。ブースタとしては、波数が非対応、BS拡張帯域に非対応、分配器、テレビ端子等においては帯域確認が必要です。同軸ケーブルについては、衛星対応しているかどうか確認が必要であります。

12ページはBSコンバータの特性の一例で、アナログ放送の時代につくられたコンバータの特性の一例ということで挙げてあります。このときはBS帯域まででしたので、CS帯域までは利得が伸びておりません。

次のページ、13ページ、一般家庭においてBSとスカイパーフェクトTVが伝送されている例についてご説明します。一般家庭で4分配器を使いまして4つの部屋でテレビを見ている場合の図であります。BS拡張帯域1336から1489の部分は、その上の1572から2072のスカイパーフェクトTVと混合するために、フィルターで混合しております。フィルターの特性を、その上に拡大して書いてありますが、BS帯域のフィルターとCS帯域のフィルターのクロスポイントがBS拡張帯域に当たっておりまして、ここの通過損失が大幅に減衰しているので伝送できないという問題です。

14ページに参りまして、「共同受信システムの課題」であります。共同受信システムについては、左のごく一般的な伝送システムに対して、それぞれ右の表の周波数配列については、BS拡張帯域にパーフェクトTVが伝送されている施設があります。衛星アンテナについては、BS拡張帯域に非対応、ブースタについては波数が非対応、BS拡張帯域に非対応、分配器、テレビ端子等については帯域確認が必要であります。同軸ケーブルについては衛星対応しているかどうかの確認が必要です。

15ページに行きまして、共同受信施設においてBS拡張帯域にパーフェクトTVが伝送されている例です。一番下の周波数配列をごらんいただきますと、BS帯域のすぐ上にCSパーフェクトTVの垂直偏波が配列されております。その上にCSの水平偏波が配列されております。この拡張帯域がCSのパーフェクトTVの垂直変波とちょうど重なります。したがって、この施設においては伝送できないという問題があります。

16ページに参りまして、「その他の課題」ということで、地上SHF方式と周波数が重

複している、これはBS 21とBS 23がチャンネル63から75と重なっておりますので、何らかの混信妨害が発生する可能性があります。

これらを総括的にまとめますと、21ページに飛びますが、BS拡張帯域の利用を進めるに当たっての要望ということで、ブロックコンバータ方式で設置されている設備の改修、これは先ほど説明しました共同受信施設の場合です。それから、スカイパーフェクトTV伝送のためBS拡張帯域が非対応になっている施設の改修、個別受信の場合です。それから、BS拡張帯域に非対応の狭帯域施設の改修、狭帯域LNB、ブースタの波数非対応機器等の買い換え、受信対策用放送用チャンネルがBS 21、23と重複等という以上の課題に対して、十分な検討期間が必要と考えます。明確な衛星放送の将来像をご提示いただきたいと思います。

以上でございます。

○舟田座長 ありがとうございます。

私にはよくわからないことが多いのですが、皆さん、ご質問、ご意見をどうぞ。

○高畑構成員 新しいチャンネルを追加する際には、いろいろな問題があると思います。それには改修が必要であるとしてありますが、例えばBS放送の上の帯域にスカパーの帯域を配置する場合、新チャンネルで放送を流すと、それは既存の設備に対して干渉として入ってくるのでしょうか。新たに4チャンネルを視聴するためには、改修が必要であるということはわかりますが、改修しないままの設備に対して、4チャンネルを放送した場合、混信となる可能性はあるのでしょうか。

○J E I T A (田村主査) まず、電波の減衰が多くて、受信機到達レベル、受信機の所要入力条件を満たさないとします。

○高畑構成員 スカパーのチャンネルに対して干渉は起こらないと考えられるということですね。

○J E I T A (田村主査) それは、干渉は起きないというか、まず個別の場合はアンテナの方向が違いますから……。

○高畑構成員 13ページ目には、一般家庭でも共同でも、どちらでもかまいませんが、そこにフィルターが書かれており、BS拡張帯域が減衰することになっております。減衰するためにCSの帯域をその上に配置することができ、結合することができるというように理解しています。

今はBSの帯域として追加チャンネルには放送波が乗っていないために、この減衰量で

十分であるかもしれませんが、追加チャンネルの電波が入ってきた場合、この減衰特性で十分なのでしょうか。

○J E I T A (田村主査) この減衰、要するにローパスフィルターのショルダーというか、そこが1336で、通過損失が2デシベルぐらい。で、ぐっと落ちているのは、減衰量が、20デシとか、どんどん減衰しているわけですから、その追加チャンネル、4チャンネルが、今までのチャンネルに対して20デシも減衰してしまう。したがって、伝送路を流しても、20デシの差がついたものがテレビ受信機の所要入力条件を満たさない。したがって受信できない。

○高畑構成員 受信できないことはわかりますが、その上に乗っているスカパーのへの干渉は。

○J E I T A (田村主査) スカパーとの混信はありません。これは点線でハイパスフィルターの特性を示していますが、スカパーは独立で受信できる。混信はないです。

○高畑構成員 ということは、追加4チャンネルに対応する設備を新たに購入すれば追加4チャンネルが視聴でき、それを希望するユーザーに対しては、新たな機器を提供し、追加4チャンネルの視聴を希望しないユーザーに対しては、既存の設備を改修する必要はないという考え方がありますね。

○J E I T A (田村主査) あります。この13ページの「スカイパーフェクトTV用ミキサー内蔵VU・BS・CSブースター」というのがありますね。そこを交換すればいいんですね。機器交換だけで済みますが、果たしてそれだけで済むかということ、先ほど申しましたように、周波数帯域だとか、流れる設備かどうか、その辺も考えなければいけない。果たしてそこだけを交換していいか。

○高畑構成員 新たに見たい方が改修するのはわかりますが、見たくない方に対しても既存設備を改修する必要があるのかをお聞きしたいのです。

○J E I T A (田村主査) 基本的には見たい方が改修ということになると思います。

○高畑構成員 それでは、新たに4チャンネルを追加しても、今まで見ている人には、特に問題が起こらないということですね。

○J E I T A (田村主査) 見たいということを希望されない方には問題ないです。

○舟田座長 ちょっと新しい、明るい面が出てきましたね。これを聞くといつも暗くなってしまうのですけれども。既存のままでいいという人には悪影響を与えないと。

○J E I T A (田村主査) 悪影響は与えないということです。ただ、ほんとうに既存の

ままでいいという人が……、新しいのを見たいと希望されるほうが多いのではないかと。
○舟田座長 希望されれば、改修すればいいのですね。だから問題ないのですよ。むしろ私どもが心配しているのは逆で、少数の人しか追加4チャンネルを見たくないという場合にどうしたらいいかということ……。

○伊東構成員 5ページのところで教えていただきたいことがございます。ここには第9チャンネルと書いてございますけれども、そのデジタル化に際しては、受信機に関して幾つかの制約がありますということで、一番上に、そのTSの数を12以下にしてほしいと記載されています。前回のNHKさんのご意見、それから先ほどの民放連さんのお話では、8つのトランスポンダすべてに現行方式を適用し、既存の受信機で受けられるようにしたいということで、これも1つのお考えであり、歩調が合っていると思います。

けれども、8トラポン全部に現行方式を適用しようということにしますと、TSの数は最低でも16以上必要になると思うのですが、ここでTS数を12以下と言われますと、たとえ現行方式で放送したとしても、いわゆるレガシー受信機では8トラポンすべてを受けられないという判断でよろしいのでしょうか。あるいは、ソフトウェアのダウンロード等で、対応が可能なのか、その辺のところをお教えいただきたいと思います。

○JEITA（高柳主査） ご指摘のところでございますけれども、まず12TSを超えて16TS……、8トラポンを1トラポン当たり2TSとして、16TSと想定した場合には、この既存受信機に関してはTSが受信できないという制限が生じます。

もう一つは、こちらに関してはダウンロードでございますけれども、当該モデルに関しましては、NVRAM等にかかれてあるメモリ空間のパーティションを切っておりますので、そういう切り方をダウンロードで修正することはできないということがございます。

○伊東構成員 そうしますと、要するにソフトウェアの変更では難しく、ハードウェアの問題もあるから、8つのトランスポンダすべてに対して現行の放送方式を適用したとしても、そのすべてを受けられない受信機がありますよという理解でよろしいのでしょうか。

○JEITA（高柳主査） はい、結構です。

○伊東構成員 TS数の制限が12ですと、例えば6トラポンなら問題ないということになるのでしょうか。横軸に現行方式でサービスを提供するトランスポンダの数を書いて、縦軸には、既存の受信機の何%がそのサービスを受信できるのかというカーブが書ければ、トランスポンダの数が増えていけばいくほど、受信できなくなる既存受信機の数が多分段々増えてくるということですよ。そのようなグラフを出していただくと、技術

的な制約条件の観点からは、どの辺りが合理的なところなのかということが明確になるのではないかと思うのですけれども。

○J E I T A（高柳主査） まずT Sに関しましては、6トラポンというお話がありますけれども……。

○伊東構成員 T S数の制限が12ということなので、2で割ると6ですねという、そういう話です。

○J E I T A（高柳主査） そのとおりでございます。あとは、現行のT Sに関しましては、該当するテレビ受信機メーカー11社で、その製造台数と製造時期を調査いたしました。こちらに関しては非公開資料とさせていただきたいと思いますので、追って事務局のほうに書面で提出したいと思いますので、そちらを参考にさせていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○伊東構成員 出せないということなら仕方ございませんね。繰り返しになりますが、8つのトランスポンダすべてに現行の放送方式を適用したとしても、既に出回っている受信機の中には受信できないものがあるって、それはソフトウェアのダウンロード等では対処できない。つまり、買いかえないと受信できないものがありますよという認識で正しいということですか。

○J E I T A（高柳主査） はい、そのとおりでございます。

○伊東構成員 問題は、そのような受信機がどれぐらいあって、いつごろに製造されたものであり、2011年の時点において買いかえてもらえるものなのかどうなのか、そういう話になってくるということでございますね。

○J E I T A（高柳主査） そうです。そちらに関しましては、申しわけございませんけれども、繰り返しになりますが非公開資料とさせていただきますので、事務局のほうに書面提出をさせていただきます。

○舟田座長 今の話は、たしか1年半ぐらいお聞きして、ここまでいくと企業秘密なのかもしれませんが、その取得できない受信機というのは非常に少ないですね。

○J E I T A（高柳主査） 一概に、台数を言うわけには……。

○舟田座長 大部分がだめなのか、それともほんの一部のメーカーなのかぐらいは言っていたいただいてもいいかなと。

○J E I T A（高柳主査） 一部のメーカーでございます。

○石橋構成員 今の伊東先生、舟田先生のお話と関連するのですけれども、実は、ケーブ

ルテレビはBSデジタル放送は基本的にはセットボックスで視聴しています。現在、BSデジタル1,000万という中に、大体200万弱がケーブルということになっていると思います。ケーブルが、今、いろいろありまして、TSが12しかないわけです。これは、いわゆるJ E I T Aさんのセットに合わせて我々のボックスというのは基本的に設計されておりますので、ですからそういう意味でも、もしこれが増えるということになると、我々としては、希望者に対してはハードを取りかえるという必要性があるということがございます。それが1点。

それから、それ以外、いろいろと課題がありますということがあったんですが、先ほど申し上げましたとおり、ケーブルのセットボックスというのは、設計の段階において、受信機、A R I Bということになるわけですけれども、それに基づいてやっておりますので、類似の課題を抱えているということでございます。

それから、先ほど申し上げましたとおり、現在、200万弱の加入者ということですが、これは2003年の地上デジタルが始まってからの伸びが顕著です。ですから、今後2011年に向かってデジタルが進んでいきますと、ケーブルテレビ経由のBS視聴者というのは相当増えてくるだろうと思われまます。

ですから、そういう視聴者の利益を最大化するというのが一番ですが、一步下がって、ケーブルの視聴者の不利益になることは、我々ケーブル事業者としてはやるべきではないということもありますので、だから、この付近、私としては、これを一応持ち帰りまして、連盟内部あるいは連盟の中のケーブルラボがございまして、そちらで議論をした上で、何かこの場で皆さんにご審議いただかなければいけないようなことがあれば、私としてはそれをまたご審議いただきたいなという気がします。大体、今、J E I T Aさんがお話になられたようなことが課題だろうとは思っていますが、私もあまり詳しいことはわかりませんので、そういうことで、よろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○舟田座長 ケーブルテレビも、12TSを超えるとTSが取得できない受信機と全く同じだということですね。

○石橋構成員 そうです。ですから、現在、200万いると。これが、来月、再来月、もう少し増えていくと思います。その人たちがさらに新しいのをと言ったときには箱をかえてもらわなければならないという問題が起こるということです。まさに受信機と同じ状況です。

○舟田座長 そういう場合、何か付加的な機器をつないで増やすということはできないの

ですか。

○J E I T A（高柳主査） 申しわけありませんけれども、受信機をかえていただかない限りは難しいと思います。

○高畑構成員 既存の設備によって実際に放送を見られている方は、9チャンネルのハイビジョンはもうすぐなくなります。既存の映像、すなわちテレビは全部視聴できるということをお大前提に考えるべきであると思います。付加的な放送を新たに始めた場合、既存の設備でもそれに対応できる可能性というのはありますね。既存の設備でも、ここまではさらにサービスが向上しますとか、新たに機能をつけ加えないと、ここまでは見られないとか、いろいろな選択肢があると思います。その辺を整理する必要があるのではないかと思います。

ただ、既存の設備で新たなチャンネルをみんな見ることができると考えるのは問題という感じがします。既存の設備でどこまで対応できるか、その辺を少し整理していただきたいと思います。

○J E I T A（高柳主査） まず参考値でございますけれども、先ほどご質問がありました12TSでございますが、BS単独機でございます。初期の段階のものでございます。ですから、2003年の3波共用受信機以降は16TSを想定して設計されているということでございます。

もう一つ、不具合でございますけれども、この12TSの受信機に関しましては、そのTSを超えた分のTSが取得できないということで、その放送が見えないということですから、NIT情報の書き方によっては、不具合なく、あとのTSは取得できないということに落ち着けるかもしれません。その上の受信機は、16TSに関しましては、これを超えると受信機動作が不安定になってしまうということで、全チャンネルが見えない可能性が出てくるというふうに報告を受けております。

○高畑構成員 不安定になるということは、既存の放送を見ていても不安定になるということですか。それは問題です。

○J E I T A（高柳主査） はい。既存の、今まで受けていたものが見られなくなるということですか。

○舟田座長 いつもこの話を聞くと暗くなるのですけれども。

失礼ですけれども、ここで一度切らせていただきまして、後でもう一度考えたいと思います。

黒水さんがいらっしゃいましたので、BS民放テレビ7局を代表して、株式会社WOWOW常務取締役、黒水様からよろしくお願いたします。

○BS民放テレビ7局(黒水常務取締役) 冒頭に順番を入れかえさせていただきまして、申しわけございません。ご迷惑をかけました。お許してください。

それでは、今、ご紹介いただきましたBS民放7局として、衛星放送の将来像に関する技術的な側面から意見をまとめさせていただきましたので、ご報告したいと思います。

お手元の資料をめくっていただきまして、2ページ目でございます。これは、今のお話にも重なるかと思えますけれども、技術的既知の問題は、先般、この研究会の当初の資料でも既にご指摘されている部分だと思えます。それにつきまして4点、ご説明をしてみたいと思っております。現在認識されている技術的な問題点といったところの観点で、それを再確認しながらご報告をしたいと思っております。

まず技術的既知の問題に関するものとして、1つでございます。今のお話の、受信可能なTSの制限ということで、これはメモリに起因する制限、情報処理能力に起因する制限ということが要因、背景であると思っております。現行、1チャンネル、3チャンネル、13チャンネル、15チャンネルとございまして、ご覧のような事業者がサービスを展開しておりますけれども、07年に9チャンネルが新たにデジタル化され、11年には5チャンネル、7チャンネル、11チャンネル、さらに新しいハイトラポンとして17チャンネルから23チャンネルが追加されるということでございますけれども、現状のTSが既に10であります。

今のお話では、3波共用機では16TSまでというお話でございましたけれども、これが、圧縮技術の高度化、効率化ということによって、チャンネル数も増えていくのではないかと思っております。したがって、このTSの上限というのをどう考えるかというのが1つ課題であろうかと思っております。将来のTSとして「 $10 + \alpha$ 」と、この α というところが、圧縮効率等々の技術によって増えていく可能性があるのかなという認識でございます。

次のページでございます。同じ既知の問題に関する2といたしまして、1TS当たりのスロット数の制限というのがあろうかと思えます。ケーブルテレビ事業者様の送信設備の制限といったことが1つ背景にあろうかと思えますけれども、1TSが26スロットを超える場合にはTS分割をしない限り再送信が不可能になっているという状況を、11年に向けてどう改善する余地があるのかということが課題かなと思っております。1TS当た

りの許容スロットをどう考えるかという課題かと思っております。

続きまして、同様の既知の問題に関する3番目でございます。追加4チャンネル、ハイトラポン、先ほどの17チャンネルから23チャンネルにかかわるところでございますけれども、これも既に資料等で指摘されていますように、既設の無線局との周波数共有の問題があるとお聞きしております。電気通信業務用、あるいは公共業務用の固定・移動の部分で周波数を共用している。この辺の条件の整理が必要であるというお話かと思えます。

アップリンクの周波数、ダウンリンクの周波数と記載してございますけれども、特に21チャンネル、23チャンネルにおきまして、17.7GHz、この部分で、無線のアクセスの部分との共有があるということでございます。一番下に、「全国で7局の受信障害対策放送用SHF無線局の運用」と記載してございます。この辺の整理が必要なのかなというところでございます。

もう一つ、4番目でございますけれども、モアチャンネル。ここでモアチャンネルといっているのは、BSアナログ放送終了後の3チャンネルと広域ハイトラポンの4チャンネルということの意味しておりますけれども、この受信不能な受信機が存在していると。先ほどのレガシー問題につながるかと思えます。

先ほどご指摘させていただいたTSの問題を含めまして、こうした受信不能の受信機が存在するというのをどう解決していくのか。まさにそういった受信機はどのぐらいの数があるのかといったことを含めての課題かなと思っております。平成13年に追加4チャンネルのための周波数拡大を規格上実施しているということもございます。規格対象外の受信機では受信できない可能性があるといった指摘が既にあるということでございます。

今、ご紹介しました既知の問題の1から4に関しまして、まずは早期に現状を把握することが肝要かなと思っております。また同時に、これをどう解決していくのかといった対策を11年に向けて検討することが必要なのではないかと思います。2011年での新たなトラポンの活用をどう効率的にするかといったところで、いかにフリーハンドを高めていくかということを追求していくという意味合いであろうかと思えます。

ここに記しましたように、少なくとも1チャンネルから15チャンネルに関しましては制限がないほうが望ましいと。これはあくまでも理想論であるかもしれません。各業界のお考え方で、一概にこうなるとは限らないといったところは認識するところでありませけれども、あり得べき姿としてのご提言をさせていただければと思っております。

次のページでございます。新技術に関するものということで、1つは、BSアナログ放

送終了後の3チャンネルの運用に関しましては、現行の放送方式での受信ができるような環境が視聴者の利益を守るということ、それから、この時点では、相当数のBS放送の受信可能な、3波共用機を含めました環境インフラが調っているということを考えますと、これまでの現行の方式が、このアナログ3チャンネルについては活用されることが望ましいことだろうと思っております。

したがって、現状のMPEG-2、MULTI2といった部分を含めまして、これが継続して利用できることを前提として考えていくべきだと思っております。新しいトラポン等が空くことによりまして、新規の事業者あるいは既存の事業者が、当然、この帯域を、ゼロからではなくて、広がったインフラの中で活用できるといったことも必要なという観点の1つかと思っております。

それから、追加の新4チャンネルでございますけれども、ここににつきましては、当然のことながら、これまでの受信機以外の受信機での対応が必要になってくるといったこともありまして、それをベースに考えますと、新技術での対応ということが検討されるべきかなと思っております。

しかしながら、現状で検討されております、既に実行、実施レベルに来ております今のMPEG-2以上の技術を、現時点で、即、採用するということではなくて、今後の技術の進展、かなり急ピッチな展開、その技術のより効率化ということが出てこようかと思っておりますので、2011年での近いところでのできる限り最適、最良の新技術の採用が、デジタルをより効率よく、あるいは新しいサービスをつけ加えていくといった意味でも検討されるべきではないかと思っております。したがって、現行の技術より進歩した形の導入を検討できるような体制が必要ではないかと思っている次第でございます。

またCASに関しまして、現状のCASを含めて、さらに高度なCASが必要であるならば、そういったCASの開発が必要でありましょうし、現状のCASという観点での運用が可能であるならば、継続して展開ということも考えられようかと思っております。

以上、新技術に関しては、アナログの3チャンネルの部分、及び新しい追加の4チャンネル、4トラポンの部分という形でのご説明をさせていただきました。

以上がBS民放7局の技術に関する将来的な見地からの意見のご提言でございます。以上でございます。

○舟田座長 ありがとうございます。

どうぞ皆様、ご意見、ご質問をお願いします。

○高畑構成員 4ページ目の周波数共用の問題は、どちら側が被害を被るというか、干渉を受けるのでしょうか。FWAの方が干渉を受けるというように考えられるのでしょうか。

○BS民放テレビ7局（黒水常務取締役） 私は技術はあまり詳しくないものですから、明確にはお答えできないのでありますけれども、現状、まだこの運用が始まっているわけではないと思いますので、事前の行政面での整理があれば解決できるのではないかと考えております。

○高畑構成員 アップリンク局の配置は、地域が限定されるので、周波数共用が可能かどうかぐらいは検討できるのではないかとと思います。共用が可能かどうか、それもまだわからないという段階ですね。

○BS民放テレビ7局（黒水常務取締役） ここはまだ研究不足でございまして、今後、行政の方とも意見交換をさせていただこうと思っております。

○清水政策統括官 今回、BS7社の場合は、技術のところだけのご説明があったわけですが、そのほかの部分については、先ほどの民放連の意見の中で述べられているものと同じ意見だという認識でよろしいですか。

○BS民放テレビ7局（黒水常務取締役） 7社におきましては、技術面だけで意見を集約するというので決めました。別途、民放連様のほうでは、各社からの意見を集約されていると思いますし、あと個別に、例えば弊社も、書面で思い入れのほうは出させていただくことに致しました。

○清水政策統括官 別途というお話だと、3-3-1で、民放連として出された「サービス及び技術に関する将来像」のところとは違うものがまたあるということですか。これは、むしろ民放連にお伺いしたほうがいいのかもわからないのですが。

○森構成員 民放連としては、これをまとめるに当たり、放送計画委員会という委員会がありまして、その全社に意見を諮ってまとめたものです。

○清水政策統括官 その委員会の中にBS7社が入っている。

○森構成員 BSも1社、BS-iが放送計画委員会の委員でございます。

○清水政策統括官 3-3-1は、BS7社も了解しているものではないと認識をするわけですね。変な詰め方で申しわけないのですけれども。

○森構成員 厳密に言えば、あるいはそういうことかもしれません。でも、一応BS社も含めた意見を私どもは述べているという理解でございまして。

○舟田座長 これは高畑さんに聞いたほうがいいのか、2ページのTSの制限は、先ほ

どJ E I T Aさんからも伺ったのですけれども、3ページのスロット数の制限というのはどうかかわるのでしょうか。現状では、3チャンネルを増やそうと思うと、それはスロット数の制限ができなくなるという趣旨ですか。

○BS民放テレビ7局（黒水常務取締役） 1TS当たりのスロット数を26以上にするというフリーハンドの部分があったほうがいいことはないかなと。26以上のスロット数を使用するとなりますと、TS分割ではTSの数が増えてしまうということになりますので、TSの数との観点ということです。

○舟田座長 それでは、追加の3チャンネル、今度の9チャンネルを含めて4つ、その中身のことでですね。

○BS民放テレビ7局（黒水常務取締役） はい、そういうことです。

○舟田座長 それでは続きまして、東京都地域婦人団体連盟を代表いたしまして、長田さんのほうからお願いいたします。

○長田構成員 東京地婦連の長田と申します。今回、この委員会に出させていただきますようになりまして、多分私1人が完全な素人で、皆さんからのお話をいただいているのが本当に十分理解できているのかどうかもわからないぐらい茫然としているところがございまして、今回も何の資料もお出しできないまま意見を述べさせていただくことをお許しいただきたいと思えます。

すごくそもそも論のところからお話しさせていただいて恐縮ですが、まず地上波のアナログが停波してデジタル化しているということ、我々一般の視聴者がどれだけ納得しているのかどうかということからお話しさせていただきたいと思えます。

デジタル化する、それがまず2011年だということ、これを完全に理解している人がどれだけいるのかということ。それから、なぜそうなるのか。我々のニーズなのかということから言えば、どうもそう決まってしまうらしいという認識の人がかなり多いだろうと思うんですね。

今現在、BSのデジタルの契約が1,000万を超えたということで、それだけ理解が進んでいるのだというお話を前に伺いましたけれども、多分その人々は、そういう理解もし、積極的に契約をしようという意思のある方々だと思います。でも、これから後の五、六年の間に、その受像機を買いかえるなり、チューナーをつけるなりしていこう人々のかなり多くの部分は、やむを得ずということが多分あるだろうと思えます。

テレビは、いずれある年月で買いかえていくものだから、そのときに自然と移行してい

くだろう、だから、デジタルの大いなる魅力を伝えていけば、国民はみんなそれで自然とついていくだろうという感じでのPRが主になされてきたと思いますけれども、今の時代、そういうふうにならなくなっていく人々もいると思いますが、やはりテレビ1つにしても非常に大事に使って、できれば見続けていたいと思っていた方々にとっては、チューナーをつけるとかということがあるのかもしれませんが、やはり戸惑いがあるということは現実だと思います。

これが、今後、この衛星放送の話になりますけれども、そういう人々にとって、新しく買いかえた3波共用機があるのだから、視聴ができるほかのものも契約しましょうよという話が魅力になるかどうかというのは微妙かなという気がしています。今のアナログの地上波だけで満足している人々も結構いるのだということはやはり認識して、これからの将来の衛星放送の発展については、ニーズがどこにあるのかというところを忘れずに考えていただきたいと思います。

その上で、きょうのお話などを伺っていますと、今あるデジタルの中でも、これから将来に対応していけないものももしあるのだとすれば、そのことは、できるだけ早くユーザーに知らせていくべきであり、まだ非常に高い受像機の買いかえの際に、我々はこれから先何か買いかえをする、何かを足すことが、将来どういうふうに必要なになっていくのかという全体の将来像、現実的な将来像が見えてこない、なかなかそこに、いいわねと乗っていけないのではないかと気がしています。

まだまだデジタルの受像機が高いということもありまして、戸惑っていらっしゃる方が大勢いらっしゃると思いますが、その方々に対しても、今後どういうふうにご手ごねものがでていくのかというビジョンもなかなか出されていない現状の中で、それを買っても、将来、新しい放送が始まったときには、また買いかえになりますよということは教えておいていただかないと、選択をしていくときに、買ってしまって、いざ2011年が始まったところに、また新しい魅力ある放送がこういうふうにあります、でもあなたのは使えませんかというのでは、裏切ってしまうということになるのではないかなと思いますので、そういうために、今回、こういう将来像を検討しているということだと思いますが、その情報は、ほんとうに国民にきちんと伝えていっていただきたいし、これからの選択の条件にもさせていただきたいなと思っています。

それから、前回、放送の中の問題で、スカパーさんや衛星放送協会さんからもお話がありましたけれども、パッケージで販売していくことがいいのではないかと。現実も皆さん

パッケージで販売しておられるわけですが、我々にとって、選択すべきものが、これからどんどん増えていきますね。コンテンツもどんどん増えていって、あまりにも増え過ぎていて、たくさん持つことがだんだん負担になっていく時代も……、うまく言えないのですけれども、そういうふうにもなっていくのではないかと思います。

全体に、今、世の中が、スローフードとか、ロハスとかいうので、シンプルで、ゆっくりと自分たちに必要なものだけを持つというふうに、ある意味での時代の動きもある世の中ですので、合理的な価格で、自分の見たいものだけが選択できるような販売方法も……、今でも単局での契約は当然できますけれども、パッケージでの販売に比べたら非常に高い。それだったらパッケージで買ったほうが良いということになりますけれども、結局見ないチャンネルを抱き合わせで買っているという形にもなりますので、単局での契約がユーザーにとってももう少し合理的な価格でできるようになるのが望ましいのではないかなと。そのパッケージの組み合わせの内容につきましても、いろいろなお考えはあると思いますけれども、やはり視聴者の望む組み合わせというものが必要となってくるのではないかなと思います。

今回、皆さんのいろいろなご意見を読ませていただいても、一番エンドの契約者というか、視聴者のニーズが大事だということを皆さんいろいろなところでおっしゃっていますけれども、それが現実的に、本当にそのニーズをとらえる形で実現できるように努力をしていただければと思っています。

すごく精神論的な話で申しわけないのですが、今回、この研究会で話されているいろいろな難しい技術的なお話なども、できるだけ砕いた形で皆さんに情報提供をする努力を総務省にもぜひしていただきたいと思っています。

以上です。

○舟田座長 ありがとうございます。

何かございましょうか。

視聴者のニーズとか何かについては、行政としてはアンケート調査とか何かをやっていましたか。

○今林衛星放送課長 BS放送についてですか。現行はやっておりませんが、例えば今回のように、新しくBS放送のチャンネル数を増やすかどうかとか、あるいはどういうものにすべきかというときには、例えば、今後のご相談でございますけれども、打ち出し方として、政策のあり方とともに、そういったことについてもあわせて国民の皆さんにご意見

を伺っていくということは必要なのかと思います。ですから、パブリックコメントとか、その中で1項目設けてそんなことをやっていくということはあろうかと思います。

あと、先ほどご発言のあったBS8社会、BSの各社さんの方では、例えばどんな番組が見られているとか、この間、別の研究会でございましたが、ご紹介もありましたけれども、パワー調査とか、そういう形でニーズの把握にお努めになっているということはございます。

○高畑構成員 舟田先生にもお伺いしたいと思いますが、例えば携帯電話に関しては、新しい機能が出て、それが欲しいとなると、皆買いかえますね。放送に関しては、ちょっと違うのではないかという考えなのかなという気がします。パッケージングに関しても、世の中ではいろいろな商品に対してそういう売られ方がなされています。放送に関しては、やはり違う考えを取り入れたほうが良いと考えられておられるのでしょうか。

ほかのサービスとの類似点と相違点などを考え、放送だけに限って非常に厳格にしたほうが良いというお考えのように感じられたのですが、その辺はどうなのでしょう。公共放送というイメージで、通信とは違うとか、商品の売り方も違うというようにとらえられているのでしょうか。

○長田構成員 携帯電話の話もそうですけれども、ある社のPHSのサービスが終わり、第2世代がいずれ終わりということで、だんだん使えない機器が出てくるわけですね。そういう場合に、最終的には引き取りという形で、最終の最終は、PHSのサービスステーションなんかの場合には、多分無料で新しい乗りかえ機器が提供されるということが現実には行われているわけですね。

そういうことが、この放送のところであるのかどうかということも含めて、そういうことがありますよと言ったら大変なことになってしまうとは思いますが、それは、そうしてほしいとか、そういうことではないですけれども、現実には、そういうことが携帯電話の中では行われているのと、価格がちょっと違うかなというのと、依存度みたいな…、特にアナログの地上波の場合、テレビに非常に依存している、国民的な依存度みたいなものが違うかなという気がします。

新しいサービスをどんどん選んでいく人は、どんどん機器を買いかえて、新しいサービスに乗っていけばいいと思いますが、全員で引っ越さなきゃいけないという場合には、かなりの配慮が必要であろうと思っているのと、そこそこサービスを受けたいと思っていて、買いかえたのに、何年かわかりませんが、数年たって、やっぱりこれはだめなのよ、次は

こっちですというふうになっていくのであれば、そのことを最初から知りたいと思うということです。

それとパッケージの件は、パッケージングをしてお得というのは、そういう販売方法が当然いろいろあると思いますからいいのですが、それに比して、一局一局での契約が、特に需要の高い契約のほうが高くなっているのではないかと思います。例えばプロ野球を、パリーグを全部見たいと思うと、もう2局見るよりはセットのほうがかなり安いとか。できれば一局一局で、1局を契約しても、2局契約したらちょっと安くなるとか、そういう価格設定も考えていく。絶対パッケージのほうがいいんだということでもないのではないかという気がするということです。

○舟田座長 確かにテレビは、50万、60万とか、ものすごく高い買い物ですから、それは消費者としては慎重になりますね。

○浅野構成員 長田構成員が先ほどおっしゃられたことにコメントさせて下さい。

地上デジタルの第2次中間答申が出された後、どのようなパブリックコメントが寄せられるか注目していました。その中で、「頼んだ覚えもないのに勝手にアナログ放送電波を停めるとは何事だ。」という意見がありましたが、個人からしか出てこない典型的な意見と言えます。

それからもう一つ、先ほど「やむを得ず買いかえていかなければいけない状況」とおっしゃいましたが、このような状況になること自体は、2011年のデジタル完全移行計画が失敗したことを意味すると思います。少なくとも、やむを得ず買い換えるのではなく、自ら進んで買い換えるような状況をどのようにして作っていくべきかが重要であると思います。

更に、先ほど個人に代表されるような意見に対して、正しく国民に正しく情報を伝え。全ての人々の理解を得られるような啓蒙が必要だと思います。現在、放送事業者の方たちも随分努力されていますが、更に啓蒙活動を進めていかなければならぬのではないのでしょうか。

○舟田座長 やむを得ず買いかえるのではなくて、11年の停波を待たずに早く見たいというふうにしなればいけないということですね。

○浅野構成員 そうです。そうするためにはどうしたらいいかということだと思います。

○舟田座長 もちろんそのために放送事業者の皆さんはいろいろお考えになっているところではあるわけですが、今の話では、特に地上波の場合には、今のままでいいとい

う人をどうやって説得するかということでしょうね。説得といいますか、積極的にデジタルを見たいというふうになるかということですね。

どうもありがとうございました。

以上がきょうのご発言でございますが、全体を通して、ご意見なりをいただければと思います。

○伊東構成員 今のお話は、要するに将来、1回の買いかえは時期が来れば仕方のないことだけれども、頻繁な買いかえはしなくてよいようにしていただきたいということだと思います。もう一つJ E I T Aさんからは、新しいことをやるのであれば、その対応やチェックに時間がかかりますよという、一言で言うとそういうお話があったと思います。

一方、BS民放7局さんのお話では、いわゆる追加4トラポンに関しては、その時期が来た時点で最良の技術について検討すべきですということなのですが、そうしますと、その時期までは検討しないと。それから検討を始めると、また時間がかかって、将来像なんてとても提示できないということになるような気がします、その辺りについては、BS民放7局さん、それから、民放連さんも先送りに近いお話であったように思いますが、東京都地域婦人団体連盟様のご意見等をどのようにお考えになっているのか、教えていただければと思います。

○BS民放テレビ7局（黒水常務取締役） 必ずしも2011年まで、どういう技術を採用するかを全く手をこまねいて検討しないという意味で申し上げたのではなくて、しかるべきタイミングでは、11年の段階に間に合うようなことで決めていかなければいけない話だとは思っております。当然製品化等々の時間的なアドバンスも必要だと思いますので。

ただ、今現行の、既に実用化が見えている、例えばでありますけれどもH.264であるとか、そういったものに今の時点で決め込むことなく、その次の世代、あるいは別方式で、効率のいいものが、例えば7年、8年ぐらいに見えてきているとするならば、そういった選択肢を広げておくのは必要なのではないかと。

それは先ほどのご意見にありましたけれども、どんどん技術が進歩しますから、その時点で決めても、さらに新たに効率のいいものが出てくるとは思います。その時点で最良のもので製品化をしていただくということは、消費者の方々の利益にもかなう話なのではないかなという観点で申し上げました。

○伊東構成員 おっしゃることはよくわかるのですが、結局、今は決めない方がよいということですね。皆さんがそのようにお考えのなら、そういうことになるのでし

ようか。それじゃ、いつまでにどうするかというプランニングと申しますか、いつに何を決めていくのだということについては、少なくとも何とかしておかないと、結局追加4トラポンには手が出せなくなってしまうのではないかと思います。

民放連さんのお話でも、BS民放7局さんのお話でも、先送りするなら先送りするで、いつまでに何をどうするのかと、どの時点で決めるのかということをもう少しクリアにしないと、消費者の方々に将来像を提示することは難しくなるように思うのですけれども。
○BS民放テレビ7局（黒水常務取締役） 確かに、そのスケジュールは立てておくべき話だとは思いますが。

○舟田座長 これは三すくみと申しますか、今は既存のBS民放テレビ事業者に聞くべき話なのか、それとも、もちろん新規事業者はどうなのかということもありますけれども、受信機メーカーに聞くべきなのか、それともそれは行政がまず決めてくれなきゃ、やる気にならないよと。つまり三すくみなんじゃないですかね。

私も、これをどこに、ある程度タイムスケジュールと申しますか、ここでは「将来像に関する研究会」で、「将来像」になっていますけれども、漠然としたビジョンをここで議論しても意味がないわけですから、なるべく具体的な段取りを明確にしたいわけですが、果たしてそれはどこが決めるべき……、鶏と卵みたいなもので、ちょっと難しいなど。

ですから、これはむしろ伊東さんなり、高畑さんに、どうしたら技術が一番早く進むのでしょうかと。

○伊東構成員 どうしたら良いかということは、お知恵のある皆様にお考えいただいと申すことで、技術屋としては、どういう選択肢があるのかということがどうしても気になるわけです。BSのトランスポンダとして日本に割り当てられているのは、追加分まであわせると全部で12あるわけでございますね。先ほど申し上げたのは、横軸にトランスポンダ数をとったときに、既に世の中に出回っている受信機で、どこまでが受けられるのか、それが何%あるのかというようなグラフがあれば、議論がしやすいのではないかなと。

お話を伺っていますと、追加4まで考えた12トランスポンダを考えると、既存受信機の相当数が12トラポンすべては受けられませんよという理解で、JEITAさん、よろしゅうございますね。

○JEITA（高柳主査） はい、そうです。

○伊東構成員 ということは、12トランスポンダ全体のBS放送を考えたときには、現行の放送方式を適用して既存の受信機で受信できるグループと、受信機を買いかえてもら

わなければいけないグループと、2つ出てくるということは、どうも確かな事実のようであると。そうであったら、12をどこで分けるのが良いかという議論が1つ出てくると思います。

それから、受信機を買い換えなければいけないのであれば、現行のMPEG-2でいくのですかという話も当然出てくると思います。その点に関してデータ圧縮の将来像がどうかと言われると、一応専門家ではあるのですが、標準化がどのように動いていくかはなかなか難しく、一言では言えない状況かと思えます。ただ、H.264の追加改訂版とも言えるSVCについても、特筆すべき動きはなさそうだと聞いております。

それ以降につきましては、MCTF (Motion Compensated Temporal Filtering) と呼ばれている方式がございまして、これは時間軸方向にもWavelet変換を行う方式ですが、この話がぼちぼち出てきているようですが、それがすぐ、標準化の俎上に載ってくるかどうかは、ちょっとよくわからない。これからしばらくは、おとなしい状況が続くのではないかというところかと思えます。ただ、私は標準化活動に直接参加しているわけではありませので、メーカーさん、あるいはキャリアさんの方がお詳しいと思えます。

先ほど申し上げましたように、現行方式を適用するトラポンのグループと、新規方式を適用するトラポンのグループに分かれると思いますので、それをどこで分けるのが良いのかということ、また新規グループの技術はどうするのですかという課題、それもできるだけ現行方式と近いものにするのですかというようなこともあると思います。

H.264の話題が何回か出て来ましたが、それとMPEG2を抱き合わせでいいますか、両方載せてしまおうという話は、もう既にいろいろなところで動き出しているようですから、現時点で考えるならば、わりあいリーズナブルな解だろうと思われま。ただ、2011年の時点で最新の方式を採用したいと言われてますと、5年先の状況まで正確には読めませんねということかなと思えます。

○舟田座長 例えばこれで見ますと、このBS7社でいきますと、6ページに(1)がありますけれども、「現在の技術(MPEG-2、MU……)」、この辺からわからなくなっちゃうんですけれども、伊東先生、今おっしゃったのは、MPEG-2とH.264を一緒に入れちゃうのですか。

○伊東構成員 両方式に対応できるものを製造するという意味です。

○舟田座長 取り入れちゃう。

○伊東構成員 BS民放7局さんは、3トラポンの方についてはMPEG2だけで何とか

やりたいということだと思えますが……。

○舟田座長 H.264はその後、追加4チャンネル？

○伊東構成員 ですから、8トランスポンダすべてに現行方式を適用できますかということをお先ほど伺ったのですが、言い換えればこれは12トラポンを8:4で割るのかということになります。それとも6:6に割るのが良いですか、あるいは7:5に割るのか、いろいろな割り方はありますよねと。どこが一番リーズナブルかということをお考えるのに、先ほどJETAさんに、グラフが出ませんかとお申し上げたのです。横軸に現行方式を適用するトラポン数をとって、これを幾つにしたときに、どれぐらいのレガシー受信機が出てきますよという数値があればわかりやすいですねとお申し上げたのですが。

○舟田座長 JETAさん、そういう作業というのはできますでしょうか。

○今林衛星放送課長 幾つかあるかと思いますが、1つは、先ほど浅野構成員からお話があったように、決めちゃうのか、決めちゃわないのかということですね。あるいは先ほど座長からお話があったように、だれが適任者なのかということですね。既存の方たちが決定権を持つというのがどうなのかということもあろうかと思えます。

前回の平成14年の研究会のときに舟田座長に取りまとめていただいた際には、例えばBS民放各社さんからは、技術的な検討は早急に開始すべきであるというご意見も頂戴して、民放連さんからは慎重な検討が必要だというご意見もありましたけれども、最終的に、2007年には遅くとも決めないといけないというお話があったので、今回の研究会を開催したという経緯でございます。じゃあ、2007年までにということなので、2007年まで待つのかということ、それでは間に合わないの、今回のタイミングで開催したと。

じゃあ、これを延ばせば……、先ほどの伊東構成員のお話のように、いつまで待てばいいのかということになります。これは、既存の方々、今のサービスを継続したいということであればそれで済むと思いますが、新規の方々の道をふさぐということにもなりかねないわけで、そういう方々のご意見もやはりあわせて承る必要もあるのかなと思えます。

したがって、先ほど伊東先生からお話がありましたように、可能性として、こういう道があるんだと。例えば既存の方々からはこういうご意見もあり、消費者の視点から見ればこういう懸念、留意点も出されていると。あるいは、新しいサービスをやりたいという方々からはこういうご意見もあるけれども、どの程度、どういうふうにするべきかということをお若干まとめさせていただいて、事務局の方で、あるいは民放連さんなり、NHKさんなり、JETAさん、専門家の方々と、例えば先ほど伊東先生からお話がありました

ように、いつ、どういうふうになっていくのか、確定は難しいと思うんですけども、大体見通しとして、こんなもんじゃないかということをお示しできるようなものがあれば、あわせてお示しをして、それをごらんいただきながら、例えばこういうところは、こういうふうに判断したらどうか、あるいは、ここは両論だというようなことでご議論いただくということがよろしいのかなと思いますので、次回の研究会まで若干間もございますので、そういった作業をさせていただいて、構成員の方々と往復運動もさせていただいて、若干なり補足といたしますか、させていただきながら、骨子のまとめに入っただけであればと存じます。

○浅野構成員 私自身、放送体系を余り知らない中で発言することについてはお許しいただきたい。BS民放7局の資料の6ページでは、よくまとまっていると思いますが、技術方式の選択肢として、既存の事業者がMPEG-2を継続して使用していくのはわかりませんが、新規4チャンネルについては、新規事業者が技術方式の選択を自ら決めれば良いのではないかと考えていたのですが、そういうことではないのでしょうか。

要するに、新しいチャンネルに対してそれを使う新規事業者達の意見を聞く必要があるのではないのでしょうか。果たして新規事業者がいるのかどうかわかりませんが、もし存在するのであればこの場に来ていただき、どのような技術方式を選択したいのか聞かなければならないと私は思います。これは暴論なのでしょう。

○今林衛星放送課長 先ほど、まさに浅野構成員のお話にお答えさせていただいたように、そういうことも含めて、今回、決めていこうと。つまり、ここでといたしますか、今、こうしようと思っちゃうことが適切なのか、そこを市場にゆだねようという結論にするのかということも、今回の研究会のテーマなのだろうと思います。

○舟田座長 新規4チャンネルは放送用ですから、最初から、例えば通信も構わないよということでオープンにはできないですね。これは、放送用周波数として世界で割り当てられたものですから、そこが電気通信との違いで、電気通信なら、例えば自分で打ち上げればいいわけですね。放送の場合は、とにかくもう決まっていると。しかもそれは、目的なり、方式も、まず国が決めて、それに乗っかると。

だから順序が逆なんですね。国が決めなければ、例えば自分はこういう意見を持っていますと言っても、放送方式は、まず国が決めるんですね。それに乗っかって持っていくと。これももちろん鶏と卵で、じゃあ、IBMさんはどういう放送をしたいのと聞きながらでしょうけれども、その辺が、どっちが先なのか、難しいところですね。

○今林衛星放送課長 ただ、その技術規格の考え方というのも、オープンシステムのようなとり方がとれるのかといったところも若干考えてみたいと思っております。確かに、放送で使おうと、国益を考えて、WRCでせっかくとれた貴重なBS周波数ですので、これを使いたいという方がおられれば使っていただくのがいいと思いますけれども、例えばその受信機をどうするかという、こんなところについては、もちろんある程度の骨格は皆さんとお話をしていきますけれども、規格のところは、例えば任意で民間団体でお決めいただくような方式もとっておりますから、そこら辺の裁量の幅をどこまでどうとるべきなのか、とったらいのかということも、あわせて考えていくべきかと思えます。

○山下構成員 その際の要望というか、前回出たのかもかもしれないのですが、受信機とか、受信機とかを、今、取りかえなければならぬとか、映らないというお話が出ていたのですけれども、その機器のことで、例えばJEITAさんから出していただいた資料の11ページ、家の中のブースタとか、分配器とかがかいてある、この中のどこを取りかえればこういうふうに映るんだとか、それも選択肢のチャートの中に入れていただくと、国民にとっての負担がどのぐらいになるのかということがわかりやすいのではないかと思います。

きょう、お話を伺っていて、なかなか理解できなくて苦労したのですが、例えば受信機というときに、家の中のテレビについている、いわゆるセットボックスの、そこだけを取りかえたらいいのか、それとも、テレビの何かに、外づけCD-ROMみたいな感じでもう一個差し込むというか、それだけで済むことなのか、それと、家の中にある、どこにあるのか知りませんが、分配器とか、ブースタとか、こういうものを取りかえるのとでは、国民にとっての負担というのはすごく違ってくるわけですね。

それから、最近ではテレビの画面にチューナーが内蔵されているのが主なのですけれども、場合によっては、技術が動きやすいのであれば、内蔵じゃないものを売っていただいて、そして、技術が変わるたびに、画面はそのまま置いておいて、内蔵ではない別づけのチューナーというんですか、それだけを取りかえていたり、追加したりというデザインも消費者として選べれば、技術も動きやすいと思うんですね。ですから、そのあたりも一緒に検討して、教えていただくとわかりやすいというふうに要望いたします。

○舟田座長 きょう、この11ページの図も、14ページもそうですけれども、細かくかいていただいて、それぞれ、対応している、対応していないとありましたけれども、もう少し、じゃあ、どうすればいいのか、そのチャートといいますか、それも含めてわかればいいなという要望だということです。よろしく願いいたします。

それでは、時間が迫ってまいりましたので、もう一つの資料3-3-4、「衛星放送に係るサービス及び技術に関する将来像に関する関係者の意見について」ということで、これは事務局の方からお願いします。

○箴島課長補佐 資料3-3-4でございますけれども、本来、ヒアリング等をお願いすればよかったんでございますけれども、若干スケジュールの都合等がございますので、書面のほうで4社からご意見をちょうだいしております。WOWOW様、放送大学学園様、宇宙通信株式会社様、ジェイサット株式会社様から書面のほうでいただいたものが、この表紙の後にそれぞれつけてございます。要点だけご紹介させていただきます。

まず、めくっていただきまして、1番としましてWOWOWからの提出意見でございますけれども、まず1番、BSアナログ放送用トランスポンダのデジタル化につきましてでございますけれども、現行方式でのデジタル放送に転用すべきであるというご意見でございます。「また、その認定に際しては」としてございますけれども、新規事業者に限定するのではなく、既存の事業者を含め、デジタル放送発展への貢献や事業性などから判断を行うべきであるというご意見でございます。

2番目としまして、追加のトランスポンダのデジタル化、いわゆる新4チャンネルのデジタル化についてでございますけれども、これにつきましては、サービス開始時点での最新技術が利用可能となるようにすべきであるというご意見でございます。

3番目としまして、マスメディア集中排除原則の緩和につきましてでございますけれども、多チャンネルやサーバー型放送などが提供可能となるデジタル放送においては、これまでのマスメディア集中排除原則は緩和すべきであるというご意見でございます。

4番目としまして、BS放送のデジタル化推進についてでございます。アナログ放送を早期に終了する事業者に対し、優先的に新規の帯域を割り当てるなどのメリットを与えるべきであるというご意見でございます。

5番目としまして、BSアナログ放送の終了時期についてご意見をいただいておりますけれども、WOWOW様ご自身として、可能な限り早期の終了を目指しているということでございます。その他、もろもろのご希望がございます。

6点目、2ページで、サーバー型放送についてでございますけれども、WOWOW様としまして、映画を中心に高精細度番組をサーバー型放送用STBに蓄積し、視聴者が見たいときに課金する事業モデルを検討しているということございまして、これにつきましてのご希望等を述べておられます。

続きまして、3ページ目でございますが、項目2番としまして放送大学学園からの提出意見でございます。これにつきましては、1番の4番目のパラグラフの読み上げをさせていただきます。

4番目のパラグラフでございますけれども、「放送大学学園では、今後、高齢化が益々進展する我が国において、地域間格差なく、国民の広範で多様な学習ニーズに応じられるようにするため、現在、BSアナログ放送終了時における同c h帯によるBSデジタル放送の実施の可能性について検討しているところである。『衛星放送の将来像に関する研究会』におかれては、この点、御理解頂き、BSアナログ放送後c hにおいて新たな放送事業者が参入できるよう検討を進めて頂きたい」、まずこれが1点目でございます。

2点目としまして、その場合の放送方式についてご希望を述べておられます。これも途中から読み上げをさせていただきます。2行目の最後からでございますけれども、「衛星アナログ放送終了後の同c h帯におけるデジタル放送方式には、現行の衛星デジタル放送方式と十分な互換性があり、この貴重な基盤を有効活用できる方式を導入して頂きたい」というご希望でございます。

次ページでございますが、項目の3番としまして、宇宙通信株式会社様からの提出意見でございます。

まず、①としまして、帯域免許制についてのご希望を述べておられます。②でございますけれども、電気通信役務利用放送制度、この適用制度についての拡充ということをお述べしておられます。また③としまして、東経110度で運用するBS、CSについての相互補完の議論につきましてのご希望を述べておられます。

5ページでございます。ジェイサット株式会社様からの提出意見でございます。

まず項目1番は省略いたしまして、「2. 東経110度CS放送の普及拡大に向けて」、読み上げをさせていただきます。「『第2回衛星放送の将来像に関する研究会』での株式会社スカイパーフェクトコミュニケーションズ殿の意見発表では、“大きな放送事業主体”について言及されている。弊社も東経110度CS放送の普及拡大を促進する立場から、これに賛同する」、こういったご意見でございます。

3番でございます。次世代CS放送方式の開発についてということでございますけれども、現在、情報通信審議会のほうでCSデジタル放送の高度化につきましての技術的なご議論をちょうだいしていますが、そのご議論の結果を踏まえての制度化をお願いしたいということでございます。具体的には、H. 264方式等のCSの適用ということのご希望で

ございます。

最終ページ、6ページでございます。BSAT-2衛星の後継機についてということでございますけれども、これは、前回の研究会で発表がございましたBSAT殿からのハイブリッド衛星の可能性についてのご議論を踏まえてのものでございますけれども、これにつきましては、海外の衛星の例を挙げておられまして、こういったハイブリッド衛星の実現の可能性が非常に高いのではないかという趣旨のご意見を頂戴してございます。

以上4社からでございますけれども、あわせまして、幹事会の方から、先般ご報告しましたNTT様からもご意見をちょうだいしたいということでお知らせをしていたんですけれども、スケジュールの関係等がございまして、岸上構成員の方からご意見を頂戴しております。そちらにつきましては、先ほど配布しました資料3-2の資料、こちらの衛星放送全体のほうに、NTT様のご意見につきまして反映してございますので、また別途そちらの資料等をごらんいただければと思います。具体的には、サーバー型放送、あるいはIPを用いたサービスということについてのご意見をちょうだいしてございます。

以上でございます。

○舟田座長 今の点について、何かご質問等はございませんか。

それでは、時間も押していますので、このあたりで討論を終了させていただきたいと思っております。

本日及び第2回会合における関係者からの意見陳述、そして本会合において提出された関係者の意見に対する質問につきましては、別途事務局より取りまとめた上で、説明者、関係者に紙でご回答をご提出いただくようお願いしていただき、次回会合において事務局より説明していただきたいと思っております。ですから、私どもは一応こうやってもらっているわけですが、もう一度それをきちんと取りまとめるということでございますね。よろしく願いいたします。

最後に、その他ということで何かございますか。

○箴島課長補佐 では、次回、第4回の会合につきましてでございますけれども、12月21日水曜日の10時から総務省内で開催をいたします。第2回の幹事会でございますけれども、12月5日月曜日の15時から、同じく総務省内で開催を予定しております。

あと、次回の議事内容についてでございますけれども、今、座長からご指示等がございましたけれども、過去2回のヒアリング等の結果及び論点整理を行いまして、中間報告の骨子案を作成等の上で、再度ご議論を頂戴したいと思います。よろしく願い申し上げます。

す。

○舟田座長 よろしゅうございましょうか。

それでは、これで第3回の会合を終了させていただきます。ありがとうございました。